

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年11月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100084 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100063 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 3 月の標準賞与額を 3 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 3 月 20 日

A 事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した平成 27 年 3 月 20 日付け給与明細書により、請求者は、請求期間において、A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の賞与額は、前述の給与明細書に期末手当として記載されている額とするのが相当であり、請求期間の標準賞与額については 3 万 8,000 円とすることが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所担当者は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、日本年金機構は、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出はしていない旨を総合調査にて確認済であると回答していることから、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100085 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100064 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 3 月の標準賞与額を 3 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 3 月 20 日

A 事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した平成 27 年 3 月 20 日付け給与明細書により、請求者は、請求期間において、A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の賞与額は、前述の給与明細書に期末手当として記載されている額とするのが相当であり、請求期間の標準賞与額については 3 万 6,000 円とすることが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所担当者は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、日本年金機構は、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出はしていない旨を総合調査にて確認済であると回答していることから、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。